

# GAP 普及ニュース



## 第21回農業情報学会シンポジウム 『GAP 導入シンポジウム』成功里に開催される

去る8月18～19日の2日間、茨城県つくば市において、農業情報学会の主催による「GAP 導入シンポジウム」が開催されました。「GAP 導入とそのあり方」をメインテーマに開催された今回のシンポジウムのねらいは「どのように GAP を普及させるか」です。また、キーフレーズは、「農業者として守るべき最低限のマナー」、普及のキーポイントは、「普及指導員・JA 営農指導員」による現地指導です。

農業者と農業関係者が、GAP を正しく理解し、それぞれ「何をするのか」、「どうすればそれができるのか」、「どうすれば効果的に GAP を普及できるのか」について、ヨーロッパの最新情報や都道府県における本格的な GAP 普及の事例を踏まえ、活発に意見交換が行われ、議論が深められました。以下に、講演の内容を簡単にまとめました。

### 挨拶：学術的にも GAP の正しい理解を

主催者として挨拶された東京大学大学院農学生命科学科教授の大政謙次先生から『GAP に関しては様々な考え方がある中、専門学会としてその背景の理解と普及に貢献したい』という挨拶がありました。

また、後援団体から来賓としてご出席いただきました(社)全国農業改良普及支援協会の常任理事副島陽一様からは、『正しい GAP の普及推進のためには、普及指導員の専門的活動が必要である』というご挨拶をいただきました。



### テーマ1：GAP の正しい理解と適切な現地指導

#### 基調講演：GAP の背景と日本における GAP 普及のあり方 (株)AGIC 田上隆一

今回の GAP シンポジウムでは、初めに農業情報学会副会長の田上隆一氏(株)AGIC)から、「日欧の GAP の比較と GAP の意味するもの」と題した基調講演がありました。この講演では、『西欧先進諸国では、第二次大戦後の集約化した農業で生産性を上げるに従い、過剰に施用された化学肥料や化学農薬などによる環境汚染が深刻化し、「硝酸指令」や「農薬指令」などの EU 共通の法令で農業生産活動を規制してきたこと、また EU の加盟各国は「農業環境規則」を受けて「適正農業規範 (GAP 規範)」を策定して環境保全型農業を

推進し、発展させてきたこと』が報告されました。

この講演で、また『このような EU の農業政策の下で、農産物を取り扱う大手スーパーマーケット等は、法令遵守を前提とした自社独自の GAP 規範を作成して契約農家に GAP 実施規則の実践を要求していた。その規則の内容は正に環境保全型農業であり、同時に高品質で持続可能な農業であることが、消費者への最大のアピールであった。このようなスーパー各社のレベルの高い GAP 実施規則に対して、輸入農産物に関してはヨーロッパで共通する最低基準を作ろうと 1997 年に欧州小売業組合 (EUREP) が結成され、EUREPGAP が作られた。EU 共通農業政策で 1999 年に法制化された各国の農業技術員 (GAP 指導者) 制度などにも支えられて、EUREPGAP は輸入農産物に対する認証制度として大きな成果を上げ、2007 年に GLOBALGAP に名称を変更した。その審査基準 (GAP 規準) は、「加盟する小売企業が許容できる最低限の管理規準」である。従って、EUREPGAP 規準には、欧州各国の「GAP 規範」である環境保全型農業 (持続可能な農業) に加えて、HACCP の思想と、労務管理の要素が取り入れられている』との説明がありました。

さらに田上氏は、イギリス最大のスーパーマーケット「Tesco」の GAP 規準や EUREPGAP 規準の具体的な項目を示して、『日本では、この「加盟する小売企業が許容できる最低限の管理規準」である商用 GAP 規準としての EUREPGAP が「国際的な標準 GAP」と考える関係者が多いこと、それにも関わらず日本では、食品安全のための GAP ばかりが強調され、GAP 本来の環境保全型農業に関する項目を曲解している場合があること、そもそも GAP 規準で規定されている項目や課題についての根拠が希薄なものや、中には日本には存在しない項目があること』などを指摘しました。

最後に、日本における「GAP 導入とそのあり方」に関して「現在欠けているもの」、つまり「これから必要なもの」として、①日本が目指す (期待される) 農業の未来像、②日本の公的な GAP 規範 (適正農業規範)、③GAP 実践のインセンティブ (農家経営の確立)、④GAP を導入・指導・管理する人材、の 4 項目を示し、何よりも「GAP についての正しい理解が必要である」と提言しました。



### 特別講演：ヨーロッパ農政の新しい流れ

日本農業新聞編集委員 山田優

日本農業新聞編集委員の山田優氏の講演によれば、EU 共通農業政策 (CAP) は、消費者の厳しい視線の中で改革が迫られており、環境や食品安全など、より目的を絞った農業支援の仕組み作りが進んでいるということです。支援の目的をはっきりさせることで、農業保護に対する国民の納得を得ようということです。

衝撃的であったのは、農家への直接支払い (補助金) が、「農業補助金ウェブサイト」で個別農家ごとに公開され、衆目を集めているということです。このサイトのデータベースに名前 (例えば「Hans」) を入力すると数秒のうちに、ヨーロッパ中の「6331 名の Hans さん」が、国、地区、住所の順にリストされ、年度ごとに何の補助金をいくら貰っているかが表示されるということです。

CAP は 1990 年代、農産物の価格支持から農家の所得補償へと大きくかじを切り、今では農家が環境や動物福祉などの分野で具体的に取り組むようになっていきます。

山田氏は、『消費者の共通した考えは、「単なる安さだけではなく、高い品質やそれを生み出す健全な農業が必要である」ということである。例えば、スイスのサンクト・ガレン州では、農家への直接支払い補助金は 1 戸当たり平均 350 万円に達する。6 月と 11 月

に半分ずつ農家は受け取る仕組みであり、その農業予算は透明であることが最低条件で、「それだけの税金を投入するのだから、農家が身をただすのは当然である」ということになる』と説明されました。

『目的を絞った補助金の部分は、環境で特別なことをしたり、動物福祉に配慮したりすることである、例えば牧草の場合、肥料を与えず7月後半まで刈り取りを遅らせることで、環境への窒素流出を抑え、同時に長い期間にわたって多様な生き物に棲み家を与えることができる。その配慮により牧草の収穫量が減るため、その分を政府が支援するという考え方である』という。

経済協力開発機構（OECD）での取材からも、目的がはっきりしていて効率的である農家への直接支払いの補助金は、農業保護のあり方として先進国は明らかにこの方向にシフトしているということでした。

『その背景には、1995年1月に発足した世界貿易機関（WTO）の農業協定がある。同協定にのっとなって「生産を刺激して貿易に悪影響を与える農業保護から、生産と直接結び付かない（デカップル）補助金に移す必要が出てきた」からである。欧州の国民は、農業を守るために保護の仕組みを組み替えることには異議を唱えなかった。農業を守るという漠然とした内容ではなく、ある目的に沿って何らかの改善をしている農家に限定して補助金を支払う仕組みは、確かに国民に分かりやすい環境支援である。日本でも滋賀県や福岡県で目的を絞った独自の環境支払制度が始まっている』

山田氏の『食料の多くを自給できる欧州と、農業生産の拡大で食料自給率向上を目指す日本とでは、農政の目標が異なるのは確かである。しかし、国民の納得と支持があつてこそ、農業保護に必要な予算を持続的に確保できるという事情は共通する』というのは確かであろう。

講演は、情報公開を原動力に衝撃的な変化を遂げている欧州の農業政策と国民意識の変化から、『国民が求める目標とは何か。目標を達成するために農業は何ができるのか。農業保護の新しい論理を探る試みは、欧州でも日本でも続くだろう』と締めくくりました。



## 講演：内外の食品認証制度と GAP

宮城大学教授 池戸重信

欧州では、農業者が守るべき最低限のマナーとして「GAP 規範 (Code of Good Agricultural Practice)」が存在しますが、日本では、GAP は食品安全のための「農業生産工程管理」として捉える傾向にあります。宮城大学教授の池戸重信先生からは、食品安全のための様々な認証制度の紹介と GAP 認証制度の位置づけについての講演がありました。

食品安全行政のあり方は、昔は新しい食品や製造法が開発されるごとに国などが基準を作って規制する一律基準方式でしたが、近年は頻繁に新食品・新技術が開発されて対応が困難になり、現在では、管理手法を各自の自主性に任せ、そのやり方が適正かどうかをチェックする自主管理方式に変わっています。

池戸氏は、『自主管理方式で求められるものは、①自主性（個々の施設の状況に応じた最適な管理方法）、②具体性（文書化）、③客観性（管理方法のマニュアル化と履行状況の記録）などで、第三者認証のように客観的評価に対する要請である』と説明されました。GAP もまさにそのようになっています。

ところで、ISO は Codex とともに世界貿易機関（WTO）の公式オブザーバーとなってお



り、これらの機関が発行する国際規格はますます重要になり、無視できなくなっています。

『ISO22000 は、食品安全マネジメントシステムとして、フードチェーン全体における組織に対する要求事項であり、直接的には、飼料製造、農業、原料生産、食品生産、卸、食品サービス、宅配サービス、洗浄、輸送、保管、配送等の業者が、間接的には、設備、洗剤、包材、食品関連材料の供給業者が対象となっている』と解説されました。

『22000 の管理手法は、前提条件プログラム(PRP ; Prerequisite Program)を前提として、危害分析(HA)の結果を踏まえて、オペレーション PRP (OPRP)、HACCP プラン等の管理方法を選択し実施する。この PRP の代替として、例えば、適正農業規範(GAP)、適正製造規範(GMP)、適正衛生規範(GHP)、適正配送規範(GDP)、適正獣医規範(GVP)、適正生産規範(GPP)、適正取引規範(GTP)を使用してもよい』と。

つまり、ISO22000 の PRP で考慮すべき事項は、次の項目であり、GAP の食品リスク管理点と同様です。『建物及び関連施設の構造と配置。作業空間と従業員施設を含む構内の配置。空気、水、エネルギー、その他のユーティリティの供給源。廃棄物や廃水処理を含めた支援業務。設備の適切性、清掃・洗浄、保守・予防保全のしやすさ。購入した資材（例えば、原材料、化学薬品、包装資材）、供給品（例えば、水、空気、蒸気、氷）、廃棄（例えば、廃棄物、排水）、製品の取扱い（例えば、保管、輸送）の管理。交差汚染の予防手段。清掃・洗浄や殺菌・消毒。鼠や昆虫の防除。要員の衛生。その他』

最後に GAP 導入の課題として、『国家政策としての評価との関係として、安全性確保のみならず生産性向上や環境保全等の機能を発揮する GAP でなければならない。また、実質的メリットのある GAP への誘導の必要性、フードチェーンの他段階との連携の必要性、政策及び戦略面で国際的視点の重要性』などが示されました。



### 解題①：農業普及の新しい波と GAP 指導者養成 福井県農林水産部技幹 山田正美

本シンポジウムの狙いや解説について、福井県農林水産部技幹の山田正美氏から、2004年に大きな見直しが行われた公的普及制度の考え方と、普及指導員・営農指導員による GAP 指導の重要性などについて講演がありました。

国と都道府県との協同した農業普及事業の見直しでは、『①先進的な経営体等への高度な技術革新の支援や、地域農業のコーディネーターとしての役割を重視した活動に移行するという普及対象の明確化、②公的普及では、国際化にも対応した競争力ある担い手の育成や、食の安全・安心に向けた取組み、環境保全型農業などに移行する際の民間との役割分担の明確化、③農業者の高度で多様なニーズに対応できるよう、国家試験をパスした普及指導員のみによる指導体制づくり、④普及組織のスリム化と都道府県の裁量の拡大』などが行われました。

この普及事業の新しい波は、①から④のいずれをとっても、まさに GAP 普及における普及指導員の重要性が指摘できます。しかし、④によるマンパワーの減少などから、民間普及事業の有効活用も求められるところです。特に、『新技術の普及過程では、農業者グループの中にも革新的な採用者や初歩的な採用者がいると同時に、慎重派、懐疑派や極端な

遅延者もいるので、GAP 指導においては、生産から出荷・販売までの指導を行っている JA の営農指導員（民間普及事業）と役割を分担して進めることが重要』です。

最後に、『担い手農家の生産現場を活動の起点とする普及指導員にとって、安全な農産物を供給するための GAP の知識は、農業者を指導する上での基本的な項目になると認識している。そのためには実践的な指導が出来る GAP 指導者としての能力を普及指導員全員が持つことが重要である。これは、産地の育成に関わる JA の営農指導員にも同じことが言えるので、農業生産現場を指導する全ての普及関係者が、GAP の本質を理解し、効果的な農場のリスク管理を指導できるようにすることが重要である』と締めくくりました。

## 解題②：GAP 指導者養成講座の実績

(株)AGIC 田上隆一

シンポジウム初日の最後は、基調講演を行った田上隆一氏から、各県の普及指導員と営農指導員を対象に行われている「GAP 指導者養成講座」の内容と結果の報告がありました。

『GAP 普及センターが 2008 年 3 月に開設した「GAP 指導者養成講座」は、2009 年 7 月までに各県が主催する農業普及指導員向けの講座と、各県 JA 中央会が主催する JA 営農指導員向けの講座などで、計 9 県、合計 300 人以上が受講した。』

『GAP を取り組むに当たり、「日本の生産現場では、国際的に通用する GAP（実際は GAP 規準）の認証は難しい」という誤解が、農業関係機関や生産者に蔓延している。GAP の指導者は、この誤解を解いて、GAP 規範の正しい理解の下に、生産者が主体的に取り組む具体的な手順（農場管理規定）と事務局が行う産地の取りまとめの手順（農場管理システム）について分り易く指導することが必要である。』

「GAP 指導者養成講座」では、持続的農業生産システムを目指す GAP の原理・原則を理解し、適正農業管理の実務について学習し、併せて日本の農業に特有な団体として取り組む GAP 実践の手法を学びます。GAP の指導者が、団体で取り組む適正農業管理 (GAP) を新たな地域農業のビジネスモデルとして定着させ、環境を守り、消費者に信頼され、世界に通用する安定した産地づくりで日本農業に貢献することを目標とします。

3 日間行われる講座の内容を説明し、受講者の報告書の一部が資料で紹介されました。いずれも、「今までは GAP を正しく理解していなかった」、「今後は認識を新たにして、本格的な GAP 指導を行う必要がある」というような内容です。シンポジウム 2 日目は、この講座を開催した各県のうち、具体的に新たな GAP 指導の取組みを開始した栃木県、福井県、大分県、愛媛県の発表を受けて議論を深めました。



## テーマ 2：GAP 普及の課題と指導者養成のあり方

### 1. 栃木県における GAP 推進の PDCA

栃木県農政部生産振興課 日野赤彦

ー外部監査による GAP 精度の向上と GAP 実践指導者の養成ー

#### (1) GAP 推進事業としての PDCA

栃木県は、2006 年 3 月に「栃木県 GAP 導入指針」を発表して「導入の手引き」を発行

し、2007年3月にいちご、トマト、ほうれん草、梨についての「GAP実施マニュアル」により全県でGAP推進事業を開始しました。具体的には、各地でGAP講習会を開催するとともに、農協などを通じて生産者に「栃木県GAP」（チェックリスト）を配布して生産者が自己チェックする方式です。

日野氏によれば、2年間の実践で分かったことは、チェックリストの項目に○が付いていたとしても、現場を確認すると、○とは言えない事例が多数あるということでした。このことから栃木県は、GAP推進事業の精度を向上させる目的で、GAPの実施状況とGAP支援体制の効果を検証する「GAPの実態調査」（GAP普及センターによるGAP外部監査）を行ったという。2008年11月から2009年2月まで行われた調査結果は、前回のシンポジウム（2009年3月）で発表しましたが、今回は、県GAP推進事業としてのPDCAサイクルのA（Action＝新たな行動）、つまり、外部監査の結果に基づいた新たな取組みについての発表がありました。

## （2）GAP推進の問題点とその是正

4農協とそれぞれの農協の2生産者のGAP外部監査結果の概要は、①生産者の農場管理は比較的良く、農協の生産者管理は悪い、②農協にGAP記録の仕組みはあるが、GAP実施の仕組みがない、③良く指導している農協の生産者は管理が良い、④農協の農産物取扱い管理は悪い、などでした。これらを受けた栃木県の新たなGAP推進事業対策は、①役職員の意識改革（マインド）、②GAP管理規則の作成（管理システム）、③生産履歴のGAP対応（管理システム）、④集出荷場のリスク評価（スキル）、および普及指導員のGAP指導者養成（スキル）の5つです。

JA栃木中央会の主催による「JA役員・営農部課長のGAP研修会」が開催され、欧州で国民に期待される農業政策として始まった「問題農業の見直し＝適正農業規範」の理解と、その実践のために農協が行うべきGAP管理システムの実際について研修しました。参加者は、農協自らがGAPの実践者であることを確認しました。農協中央会は平行して各農協の生産・販売担当者を対象に、選果場や集出荷場のリスク評価の現地研修会を実施しています。

## （3）GAP管理システムの構築

栃木県農政部生産振興課では、農協が行うべき「GAP管理システム」の枠組を作りました。初めに「農協版GAP規約」の雛形を作成し、続いて生産履歴のGAP対応版を作成し、報告のための履歴記録フォームではなく、生産者がリスク管理に使うための履歴記録フォームに改めました。これらの県GAP推進事業の活動は、JAグループのトップから現場の担当者まで組織的な取組みとして始めたため、JAグループの管理職の意識が高まり、担当職員がGAPの推進に前向きになったということです。具体的には県農政部生産振興課に、管理システムや集出荷場の改善などについての相談が来ているということです。

## （4）GAP指導者の養成

新たな県GAP推進事業の活動を本格的に推進するためには、現場でGAPのP（Practice＝実践）を指導する人材が必要です。昨年度から普及指導員をGAP指導者養成講座に参加させてきましたが、今年度は、さらに多くの普及指導員を参加させました。単なる知識の吸収ではなく、農場の現場で体験的に学ぶことができるこの講座に参加すると、マインドの醸成と同時にスキルも向上します。その結果、県GAP推進事業の担当者会議の雰囲気



気が一変しました。会議メンバーのうち2割程度しか GAP 指導者養成講座の受講者がいなかった昨年度は、最終的に GAP 推進に後ろ向きの意見になることが多かったのですが、今年度は受講者数が会議メンバーの半数を占めるようになり、GAP 推進について前向きの意見が大勢を占めるようになりました。

農業改良の指導現場では、普及指導員自身がリスク検討会の講師になって生産者をリードし、リスク検討や問題解決などの GAP 指導を行っています。この段階の次の課題は、多様な農業現場での応用力です。指導者が、身近な成功事例を積み重ねることや、その過程で GAP 普及センターなどの直接の支援が必要であることを痛感しているとのことです。

## 2. 安全で安心できる福井県農産物を目指して 福井県農林水産部 久保長政 —農協を中心にした GAP 推進—

### (1) 基礎 GAP の推進

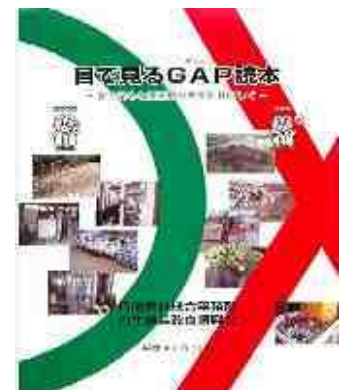
福井県では、2003 年度より「農林水産物トレーサビリティシステム」の導入として、生産現場における肥料・農薬の適正使用と栽培日誌の記帳を推進し、農協に出荷する農家の生産履歴記帳を促進しました。2006 年からは、この生産履歴記帳フォームの中に、農林水産省の基礎 GAP に基づいたチェック項目を設け、2008 年度末には県内 15 農協の延べ 153 品目で基礎 GAP が導入され、記帳率は生産者数全体の 96%となっています。

このように全ての農産物に GAP を導入することを目的に、農協を主体として、基礎 GAP の導入を図ってきましたが、基礎 GAP を推進してきた農林水産省には現在、最大公約数的な標準 GAP を検討する動きがあり、今後示される標準 GAP を本県の実情にあったものとして地域の農業振興に役立てるため、GAP のレベル向上と、それをきめ細かく具体的にアドバイスできる指導者の養成が不可欠と考えました。

### (2) GAP 指導者養成講座の開催

GAP のレベルを向上させるためには、農業生産の現場で生産者にリスク評価やリスク管理を指導できる人材が必要です。その役割として最も相応しい「普及指導員」と「営農指導員」に対する研修会を企画しました。調査の結果、GAP の正しい教育と農協単位での GAP 導入に最も実績のある GAP 普及センターの教育コース「GAP 指導者養成講座」を、2008 年 11 月に実施しました。GAP 普及センターの田上隆一氏の指導は、受講者に GAP を良く理解させ、今まで行ってきた GAP 導入の問題点が明らかになり、受講者一人一人が GAP 指導への意欲が出てくるなど大好評でした。

農業が消費者の信頼に応え、安心して本県農産物を選択してもらうための『ふくい農畜産物安全・安心促進事業は、①GAP 指導者の育成、②残留農薬の自主検査の支援、③インターネットによる農産物生産情報の公開が重点実施事項です。従って 2009 年度は、GAP 指導者の育成を GAP 推進の第一の柱とすることとし、県下に呼びかけて、6 月に普及指導員と営農指導員を対象に「GAP 指



導者養成講座」を開講し、30名が受講しました。

### (3) GAP アドバイザーの派遣

GAP 指導者養成講座の受講者は、現場での実践をさらに重ねてスキルアップすることが必要です。農協などの GAP の実践現場で、現実に効果的な GAP 導入を行うとともに、指導者のさらなる実習として「現地実践研修」を企画しました。

現地実践研修には3地区を指定し、各地区で原則として5回の研修会を行いますが、6月の初回の研修会には3地区で約200名の生産者が参加し、指導者とともに、GAP についての考え方の共有に努めました。GAP 普及センターから派遣された講師による講義の後に、モデル農場で講師が行うリスク評価（農場の問題分析）の作業に参加しながら、生産者は自分自身の農場を想定しながら内容を検討している様子でした。

2回目の研修は、7月に3地区で普及指導員と営農指導員を中心に「各農場の問題点の抽出作業」を行いました。9月に予定している3回目の研修は、抽出された問題点の改善策としての「農場管理マニュアルの作成」です。それから1ヵ月後の4回目の研修では、生産者に対して組織で決めた各種規則のトレーニング（GAP 演習）を行う予定です。最後に、指導者による GAP の内部監査の演習を行い、生産現場と記録書類による確認・検証を行います。この教育カリキュラムは、2006年に茨城県で開始され、2007年からは群馬県でも開催された「GAP アドバイザー派遣事業」で、GAP 普及センターが確立した教育・実践プログラムです。

### (4) GAP 導入戦術

農林水産省の「都道府県における GAP の導入状況」調査報告によれば、福井県は「産地強化計画等を策定した産地」（GAP を取り入れた生産履歴記帳率 96%）として、全国のトップクラスですが、GAP 実施の内容は、今年度緒についたばかりです。しかし、GAP の意味を把握したことにより、明確な GAP 普及の戦略を立てることができました。当面の目標は、①GAP は産地で取り組む、取組みの主体は農協。②認証の取得にこだわらず、先ず具体的にアドバイスできる指導者を育成する。③GAP は、生産者が「当然取り組むべきこと」として指導する、の3つです。

## 3. GAP 普及の課題と指導者養成のあり方 大分県農林水産研究センター 吉松英明

### (1) 判っていない者が知らない人に説明している GAP

大分県では、2009年2月と2009年6月の2回、GAP 普及センターの「GAP 指導者養成講座」を開催しました。主催者側として2度の講座に参加した吉松氏は、5年前から GAP の推進に関わってきましたが、この講座が切掛けで、これまで疑問に思っていた GAP の諸問題の解決の糸口をつかみ、GAP 普及のあり方を考察し、今回の発表になりました。

大分県の GAP 普及の目標は、2010年度までに JGAP 認証などの「標準の GAP」取得を100戸、部会の共通認識としての GAP 普及の取組みを1,000戸、GAP 周知のための GAP の基礎研修を6,000戸となっています。

GAP を周知させるための「基礎の GAP」の説明を普及指導員が行ってきましたが、問題は、その説明者が GAP を良く理解していないことでした。言ってみれば「GAP を判っていない者が、GAP を知らない人に説明している」という異様な現象なのです。

### (2) GAP 規範と GAP 規準が不明確



流通・小売側から「要求」される GAP は、食品安全に偏ったものになりがちですが、行政などの GAP 指導の「支援」では、環境問題も重要です。しかし、実践するのは生産者や生産部会ですから、流通・小売側からの要求としての GAP だけでは GAP の意味を誤解することになってしまいます。GAP 以前にも、環境問題や食品安全に関する様々な制度や取組みがあるために、生産者は、新たに提示された GAP の内容を理解する前から拒否反応を示すか、または混乱してしまいます。

求められる適正農業管理 (GAP) は、同一であって欲しいものです。指導者にとっても、生産者にとっても、GAP が漠然としたイメージで、具体的に把握できないのは、用いられる GAP 規範とそれによる GAP 規準が不明確だからです。GAP を要求する流通側は様々ですから、要求の水準に合っているかどうかを判断する GAP 規準は様々あっても良いのですが、農業生産者が目指すべき方向は同一でなければなりません。つまり、農業のあるべき姿の「GAP 規範」は、その時代に求められる農業のあるべき姿として、公的な規定が必要だと思われま

### (3) 課題解決のための規範と規準

GAP の指導者は、自信を持って現場の指導に当たればなりません。GAP 管理の前提条件として、農場管理の問題点を指摘した際に、生産者から「どこが悪いの？」と聞かれたら、管理の状態や業務の手順などについて具体的に指摘しなければなりません。それに対して生産者が「なぜ悪いの？」と尋ねたら、悪い理由を明確に示すことが必要です。例えば「〇〇法でこのように規定されている」とか、「計算すればこのようになる」などと「科学的な根拠」などを示すことが必要です。この法規制や科学的根拠などが「GAP 規範」です。GAP 規範は、農業管理のあらゆる局面について収集しておくことが必要です。

生産者の質問はさらに続くでしょう。「それじゃ、私はどうしたらいいの？」と。この要求に応えるのが、「GAP の指導」すなわち「Bad Agricultural Practice を Good Agricultural Practice に変えていくこと」です。そのためには、GAP 規範で規制されている事柄などに関して、どのような状況の場合に、どの点を、どの程度まで、是正または実施すれば良いかについて、記述した「GAP 規準」が必要になります。

### (4) 指導者養成のあり方

GAP 普及のためには、指導者の養成が必須です。しかも、大勢の現場指導者 (マンパワー) が必要です。現在の日本の GAP 指導は「判っていない者が知らない人に説明」している状態です。これでは当然、生産者は理解できないし、間違った方向に進んでしまい、継続もできません。まずは GAP 指導者の理解度を上げることが必要です。理解したら、次にトレーニングです。生産者に的確に伝えるためには、実地の研修を積んでレベルアップすることです。その上でさらに現場の経験を積み、自分の理解不足とトレーニング不足を把握することが大切です。徐々に指導者としての自信が出てきます。そして、その上に適切な助言者が必要です。適正農業管理 (GAP) は、国民に期待される農業の実践です。専門家による本格的な取組みが必要です。

## 4. JA 東予園芸ゼスプリゴールド部会の認証への取組み

東予園芸農協 首藤文宏

### (1) ニュージーランドで GAP は当たり前

2001年に33名の契約農家が、日本で初めてニュージーランドのゼスプリ社と生産契約を締結して栽培を開始し、2008年には150名の生産者で約30haを栽培し、約600tのゴールドキウイを出荷しました。ニュージーランドの生産者はGAPはやって当然ですから、ゼスプリ社からはGAPを要請されていました。そのためJA東予園芸では、2008年から3年計画でJGAP認証取得に向けて動き出しました。

## (2) JGAP認証のプロジェクト開始

はじめに、全体説明会とアンケート形式による模擬的な記帳を行って生産者への周知を図り、2009年度にはGAP普及センターの全面的サポートでGAP導入のプロジェクトを開始しました。150名の生産者の指導を担当する7名の技術員全員をGAP指導者として養成することになりました。

2009年4月にGAP普及センターの田上隆一氏を講師に、JAの役員と技術員を対象に「GAP基礎研修会」を開催し、技術員は内部審査員養成研修会にも参加しました。翌5月には同じく田上隆多氏を講師に、「農場の指導」並びに「内部監査員の現地講習会」、「選果場のリスクアセスメント」、「団体管理マニュアル」と「団体管理チェックリストの作成」を行いました。

## (3) GAP指導者養成がカギ

技術員は、講師がモデル農場で行う指導の内容を観察して学び、その後に自ら内部監査を体験するという実地研修で、具体的に「どこにどのようなリスクが存在」し、それを「どのように改善指導すれば良いのか」を実際の農場で身に付けていきました。

JA内の選果場と冷蔵庫もリスクアセスメントを行いました。荷受口から選果ライン、梱包・出荷口、資材置き場、トイレ、休憩所など隅々まで講師によるアセスメント（事前評価）を受けましたが、埃や残渣等の汚れが目立ち、清掃の不徹底を再確認しました。長い間の現場の習慣を変えることに多少の戸惑いはありましたが、講師と技術員全員で改善方法を協議して、管理システムをマニュアル化しました。

## (4) 管理マニュアルの作成

JAが行うべきGAP管理の全般に亘って、講師のアドバイスの下でJGAP規準と照合しながらマニュアルを整理しました。生産者の農場管理を支援する業務は、技術員7名が役割分担して支部ごとに実地指導した上で、定期的に内部検討会を開催し、進捗管理をゼスプリ社とGAP普及センターとの三者間で情報を共有し、相談をしながら進めています。

各種の資料作成は、現場での研修会と平行しながらの作業です。必要な資料を作成していくと結構な量になり、書類を分類し項目ごとに整理し文書管理もしつかりしなければなりません。生産者用は「栽培、農薬・肥料等の保管、園地、作業、その他資料」と大きく5つに分類して作成を進めていきました。

生産者用の資料を作成する上で一番の課題は、高齢の生産者にいかに判りやすくすることです。「見易くすること、記入を少なくすること」、そして何よりも、「生産者の適正農業管理にとって必要で、役に立つ書類にすること」が大切です。また、資料を生産者に保管して頂くために「資料綴り」と「農薬・肥料管理台帳」を作成し、全てを1冊のファイルに綴じて配布しました。

## (5) GAPトレーニング

栽培に関する資料は、防除指針、栽培指針、作業記録簿、生産履歴、施肥記帳等、今まで「生産履歴記帳運動」として実施してきたものですが、適正管理のためには追加すべき項目が多く、殆どの帳票を作成し直しました。これら全ての資料が出来上がって、GAPトレーニング（生産者の勉強会）を開始しました。JGAP 規準の認証取得を進めていく上で、150名の生産者を一堂に集めてのトレーニングは無理なので、支部単位で勉強会を開き、支部担当の技術員が分担して指導を行っています。各支部では部会の役員にも協力を求め、JGAP 認証を取得するための意識統一や意欲の向上に努めています。

#### （6）団体管理に必要な内部監査

JA 内の監査担当者を決め、内部監査員の資格を取得しました。内部監査は、監査員1名に対して監査員補2名でチームを作り、部会の内部監査を実施します。2009年度は、監査員を3名委託し、JA 内の技術員6名を監査員補とし3班体制で内部監査を行っています。2010年度は監査員のスキルアップと効率化に向けて、JA 内で監査員を養成して2班体制で内部監査を行う予定です。

JGAP 規準の管理項目の内容を網羅し、複写式の内部監査用チェックシートを作成しました。内部監査は指導的監査です。複写されたチェックシートで、JA と生産者とが情報を共有し、お互いに確認し合いながら、不適合事項の是正作業ができるので、効率的な指導体制となりました。

#### （7）今後の課題

JA 事務局の課題は、150名の農場のGAP管理にかかる時間と経費です。全ての生産者に「GAPは農業者としての当然の行為」として認識され、効率的な指導体制になるよう努力することが必要です。

生産者の現状は、若い世代は意欲的ですが、高齢になるほど意識が低い。問題は、資料が多いことと、記帳が大変なことです。GAPで言われる整理整頓ですが、「女性が管理している農場はきれい」で、改善は比較的楽でした。全てにおいて、生産者の負担が減る方法の模索と、GAPへの部会員全体の意識統一が必要です。

JAとして部会員150名のJGAP認証取得に取り組んでみて、個人農場の認証取得は簡単ですが、生産者団体としての取得の場合は、事務局がGAPをよく理解し、導入の効率化を図り、効果的な指導を行って、生産者にいかに理解していただけるか、がカギになると思います。1日でも早い取得に向けて頑張っていきたいと思えます。



### 講座：GOODアグリとBADアグリの判り易い50の事例

GAP普及センター代表 田上隆多

GAP普及センターが導入指導にあたって見てきた写真やイラストを使い、30項目の具体的なBAD（バッド：不適切）な状態、GOOD（グッド：適切）な状態についての事例紹介がありました。事例は、以下の7つに分類して紹介されました。

1. 農薬（1～12）、2. 肥料（13～14）、3. 労働安全（15～17）、4. 土壌と水（18～19）、



5. 収穫・荷作業 (20~23)、6. 記録、表示、トレーサビリティ (24~26)、7. ごみ処理と環境保全 (27~30) です。

「GOOD アグリとBAD アグリの分かり易い 50 の事例」は、福井県発行の GAP に関する「農家必携書」や、ゼスプリ社の「生産者用 GAP ガイド」として、また、本シンポジウムの資料集「GAP 導入とそのあり方」P127~P142に掲載されています。

自分の農場が「× ~~~」BAD (バッド：不適切) になっていないかどうか、参考にしてください。

●各論・事例等の質疑、意見と提案

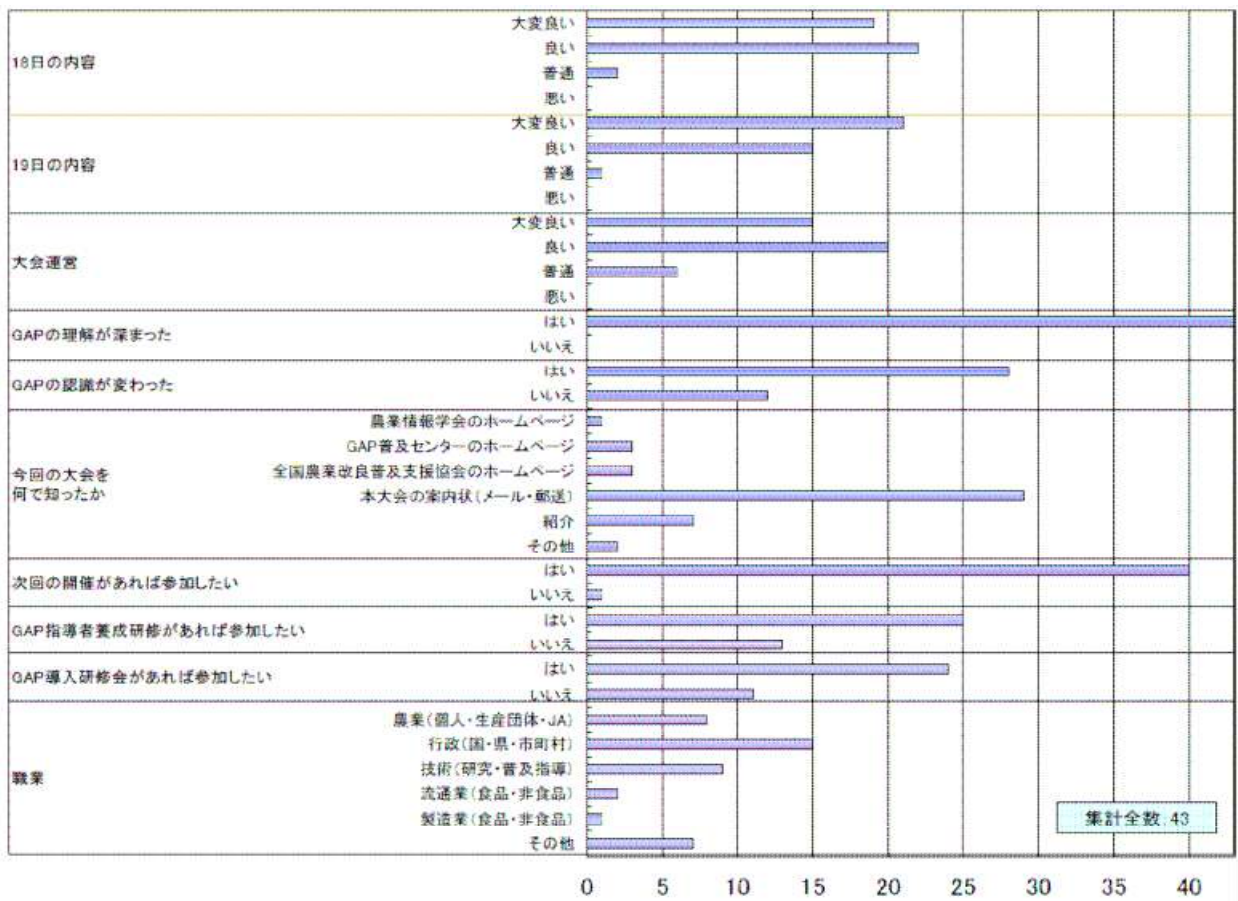
たくさんの質問が出され、最後まで熱心な質疑応答が続きました。  
皆さん、有難うございました。

(事務局)

「GAP シンポジウム」(8月) のアンケート集計結果

第21回 農業情報学会 食・農・環境のネットワーク全国大会  
GAP シンポジウム (8月) のアンケート集計結果

今回の GAP シンポジウムの参加者数は、広報が少し遅くなったこともあり、ちょうど 100 名でした。アンケートの回収も 43 枚にとどまりましたが、皆さんの反応は概ね理解できるものと思っています。



内容については、普通が1名で、その他は「非常に良い」「良い」で、特に2日目のGAP普及の各論については、「非常に良い」が多く、皆さんの聞きたい内容にお答えできたのかと思ひ、講師の先生方と共に喜びたいと思ひます。また、全員の方が「GAPの理解が深まった」とおっしゃり、「次回も参加したい」という多くのご意見をいただき、主催者側としても大変嬉しく思ひます。今後とも、GAPシンポジウムを宜しくご支援ください。

**大会事務局の反省：**参加者に夏暑い道を歩っていただいた。駅からの輸送を考えたい。

2日目の開始時間をもう少し早くし、3時終了を目指したい。終了後、「みずほの村市場」に行った方も多かった。シンポの直前に、社長の長谷川さんが、カンブリア宮殿に出演したほどのユニークな直売所なので、希望者が多ければ、ここへの便宜も考えたい。

(大会事務局)

## 『英国の新版「適正農業規範」(GAP規範)』について (2) 石谷孝佑

冒頭の「この規範について」の説明は、全部で14項目ありますが、今回は前半の7項目について紹介します。

1. この適正農業規範 (Code of Good Agricultural Practice) は、農場主、農業生産者、土地管理者達にとって、作業環境を保護するのに役立つ実践ガイドである。
  - ・この規範は、水、土壌、空気の質を守り高めるために採り得るキー・アクションについて述べている。
  - ・幾つかのケースについては、あなたの事業にとって省コストになるものである。
  - ・また、クロスコンプライアンスに関係した法的規制に適合させるのに助けになるものである。
2. この規範は、あなたの農場や耕作地をどのように管理するかのマニュアルではない。個々の事例に対して、どのように行動したら良いのかを選択するのに役立つものである。多くの農場や耕作地は、既に環境を守るための良い管理規準が作られているが、幾つかの場合は、もっと改善できるであろう。多くの場合には、より良い対策ができるものである。
3. この規範の中の助言は、全ての農業生産システムにとって適切なものである。しかし、この助言は、有機農産物の生産者が英国有機農業規則 (参考1) や彼らの選んだ認証団体の要求事項に従うのを法的に優先させるものではない。
4. 水管理指令 (参考2) は、全ての貯水池の水の質と量を総合的に管理するのに必要なものである。もしあなたが、この規範の中の法的な要求と適正管理に従えば、規範は適切な規準に達するのを助けてくれるであろう。
5. 国家排出限度指令 (National Emission Ceiling Directive (NECD)、参考3) と UNECE Gothenburg Protocol (ヨーテボリ議定書、参考4) の下で、アンモニアの排出制限を国際的な約束事の目標に合わせることがある。もしこの規範の適正管理に従えば、これらの目標にうまく合わせることができよう。
6. この規範は、1998年に改定された農漁業食料省とウェールズ農業局が編纂した3分冊の水、空気、土壌の規範に置き換えられる。これは、イングランドで利用できる。



7. 1991年の水資源法（Water Resources Act）は、水質汚染を防ぐように意図された条項が含まれている。法律の85条に、管理された水の中に有毒・有害な汚染物質や廃棄物を流したり、意図的に排出を見過ごすことは違反であるとしている。この違反に対する防御措置が、この法律の88条に定められており、環境庁からの許認可も定められている。管理された水とは、表面水の他、沿海水面や、湖、池、川、小川、運河、ため池などの内水面を含んでいる。



## 【農林水産省の動き】

農林水産省生産局が主催する GAP の共通基盤作りに関する検討会が去る8月5日に開催された。そのプレスリリースによると、

『GAPについては、国内で様々な取組みが進められ、生産者は取引先により異なった GAP の実践を求められる場合があり、生産者の負担が懸念される。他方、生産者による GAP の取組みを消費者や実需者の信頼向上につなげていくためには、科学的な知見や消費者・実需者のニーズを踏まえた高度な取組み内容を持つ GAP を推進する必要がある。

昨年開催した「GAP 推進に係る情報交換会」の取りまとめでも、国が食品安全、環境保全、労働安全について共通して求められる事項を整理し、標準化を進めるなど、共通の基盤作りを進めることが適切であるとされた。こうしたことを踏まえ、今後 GAP の一層の推進を目指し、日本の共通基盤となる標準的な GAP の作成に必要な検討を行うため、

「GAP の共通基盤作りに関する検討会」を開催する』としている。

こうした動きは、昨年（08年6月）の日本 GAP 協会の総会で、日本 GAP 協会の組織名を「GAP 標準化会議」等に変え、「日本標準 GAP」なるものを作るという事務局案（総会議案書）が強行採決されたが、それと呼応する動きのようにも感ずる。当時の片山理事長の記者会見によると「JGAP は既にいびつなものになっている」（GLOBALGAP との同等性がないこと？）とのことであり、この言葉で判るように、当時は「JGAP は JGAP 協会により死に体になった」と考えていた。

しかし、日本 GAP 協会は依然として「日本 GAP 協会」のままであり、「JGAP を守るため」として、現在農水省生産局で検討している「GAP の共通基盤作り」に反対しているというのである。そして、農水省が検討している内容にも、これに関する報道にも、抗議文を出しているという（日本 GAP 協会の HP による）。日本 GAP 協会は、どのような理由で方針を 180 度変更し、あちこちに高橋理事長名で抗議文を出しているのだろうか。あまり理由が明確でない抗議は、単なるクレーマーとして無視されるようになるのではないだろうか。

また、国が率先して商業 GAP の統一を図るのは筋違いではないだろうか。これはそもそも民間マターであり、国こそ「日本農業のあるべき姿」を示す「適正農業規範」を、専門家の英知を集めて作るべきである。これは、日本農業の基本にかかわる問題であり、良く良くお考えを頂きたい問題である。

（食讚人）



## 《EUREPGAP と JGAP のギャップ》（その1）

### （1）EUREPGAP の理念

EUREPGAP の基準文書の冒頭に、EUREPGAP の理念が書いてあります。

《EUREPGAP（欧州小売業組合適正農業行為）、審査項目と合格基準、果実と野菜、2004年1月版、序章、基本理念、「EUREPGAP\_CPCC\_FP\_V2-0Jan04」より（翻訳、(株)AGIC）》

①EUREP（審査項目と合格基準：Control Point & Compliance Criteria）は、小売業者に受け入れられる農作物を生産するために必要な農作業の条件を列挙したものであり、農家に対する適正農業管理（GAP）の枠組みです。

②個々の小売業者や一部の農業者の中には、ここに書かれた条件を超えた適正農業規範（Code of GAP）を持つものもあります。従って、EUREPGAP の審査項目と合格基準（Control Point & Compliance Criteria）は、農作業の方法一つ一つに規範的な指針を定めるものではありません。

③EUREPGAP の加盟者は、適正な農作業のシステムを発達させ、これを定着させるために、これまでに多くの農家、農業団体、農業機関、地方や国の機構が努力してきた成果を認識しています。

④EUREPGAP は、総合的病害虫管理（IPM）、総合的作物管理（ICM）の手法を商業的農業生産の枠組みの中に取り入れようとするものです。これは持続可能な農業生産のために欠かせないものだからです。

⑤EUREPGAP は、危害分析と最重要点の管理（HACCP）の原則とその使用を奨励します。

### （2）EUREPGAP の理念の意味

上記の理念を意識すると、次のようなことが言えます。

①EUREP の適正農業規準（CP&CC）は、小売業者が農業者に求める最低条件（やっつけいけない行為）を列挙し、これを体系化したものです。

②EUREPGAP の合格基準よりも高水準の「適正農業規範」（Code of GAP）があり、これが広く実施されていますが、EUREPGAP は農業者を審査するための基準であり、農業行為のあるべき姿（適正農業規範）を規定したものではありません。つまり、EUREP の適正農業規準は、「適正農業規範」ではなく審査基準だということです。

③EUREP に加盟する小売業者は、農家、農業団体、農業機関、地方や国の機構等が「適正農業規範」に則り、適正な農業の実践体系と管理運営の仕組み（農場管理手法）を作り、これを定着させてきたことを認識しています。

④IPM、ICM の技術により環境との調和、自然界との共生を図りながら、人類生存のための食料を確保する努力を、EUREPGAP による農産物流通ビジネスで考えようとしています。

⑤EUREPGAP では、農場におけるリスク評価を行い、最も重要なポイントでリスク管理をする HACCP の考え方を取り入れた農場管理を奨励しています。

### （3）JGAP 事務局の主張

JGAP 事務局（日本 GAP 協会）は、EUREP の理念とは、全く異なることを言っています。《日本 GAP 協会のホームページ：<http://jgap.jp/> より》

**A**：日本 GAP 協会は、JGAP という新しい農場管理手法を通して、日本に多くの魅力的な農場を共に創り、日本農業と農産物流通の健全な発展を心から願います。

**B** : JGAP は、適切な農場管理を効率的に行う手法であると同時に、農場管理の良さを農産物販売に生かす手法であり、社会システムです。まじめで意欲のある農家が正しく評価される社会を創ることを JGAP は目指しています。

#### (4) JGAP と EUREPGAP の食違い

この日本 GAP 協会の文章から見られる EUREPGAP と JGAP とのギャップ（食違い）は次のような点です。

①JGAP は、「新しい農場管理手法である」と言っています。

しかし、EUREPGAP は、「農場管理手法そのものは、農業者と農業関係者が長い時間をかけて作りあげ、実践してきたものである」と言っています。

②JGAP は、「適切な農場管理を効率的に行う手法」と言っています。しかし、EUREPGAP は、「農場管理のあるべき姿やその方法ではなく、農業者の審査基準」と言っています。

③JGAP は、「農場管理の良さを農産物販売に生かす手法であり、社会システムである」と言っていますが、EUREPGAP は、「小売業者が農業者に求める評価の最低条件である」と言っています。

#### (5) 食違いの問題点

これらのギャップ（食違い）を考えて見ます。

広辞苑によれば、「手法」とは、「物を作ったり、事を行ったりする際のやり方」のことです。EUREPGAP が言うように、適切な農場管理手法を作り、これを実践するのは、農業者と農業関係者の農業技術やその経営です。GAP 規準は、農業者の行為が「適正農業規範」に則っているかどうかを評価するための物指（チェックリスト）ですから、農業の管理手法ではありません。従って、チェックリストである GAP 規準が「新しい農場管理手法」にはなりえないのです。

また、そもそも適正農業の実施（GAP）は、農業における環境負荷を減らし、食品汚染を防ぐことで現代農業の行き過ぎを是正するという非効率な行為を伴うものですから、「農場管理を効率的に行う手法」ではないのは明らかです。

EUREPGAP がその理念として掲げているように、GAP 規準は、「農業者を審査する基準」であり、「農業者に求める最低条件」なのです。つまり GAP 規準は、農業者に対する信頼の要件であり、経済取引の条件として機能させるものですから、社会をシステムとして全体的に捉える理論ではありません。したがって、JGAP 規準は、「農産物販売に生かす手法」でもないし、「社会システム」でもないのです。

#### (6) JGAP 事務局のねらい

なぜ日本 GAP 協会が、JGAP が「農場管理手法」であり、「販売に生かす手法」であり、「社会システム」であると言っているのかを、その文脈から考えて見ます。

JGAP 事務局（日本 GAP 協会）では、「日本に多くの魅力的な農場を共に創り、日本農業と農産物流通の健全な発展を心から願います」と言っています。JGAP の認証農場が増えることを魅力的だと感じるのは誰かを考えてみると、この文脈からは、日本の農業界と日本の農産物流通業界であると判断できます。しかし、現状の農産物流通業界は GAP 普及のための経済的負担がなく、GAP 認証を一方的に要求するのみで取扱商品への安心感が得られますが、農業界では GAP 導入と認証取得のために多くの手間と経費がかかります。したがって、事実上、JGAP 認証農場が増えることを「魅力的だ」と感じるのは農産物流

通業界であるということになります。

JGAP 事務局の言う「農場管理の良さを農産物販売に生かす手法であり、社会システムです。まじめで意欲のある農家が正しく評価される社会を創ることを JGAP は目指しています」という文面から読み取れるのは、農産物流通業界の意図です。

農業者の生産行為を審査し評価する物指である GAP 規準を「販売に有利な手法である」と表現し、流通業界が農業者に求める最低基準である GAP 規準を「社会全体の仕組み」であるかのように表現することで、GAP 導入と認証取得のために多くの手間と経費がかかる農業者に JGAP の認証取得を勧めていると思われます。

その勧める相手は「まじめで意欲のある農家」ということですが、広辞苑によれば、「真面目」とは「本気」のことであり、「意欲」とは、「種々の動機の中から或る一つを選択してこれを目標とする能動的意思活動」とであると書かれています。現在の日本で頑張っている農家の多くは、「まじめで意欲的」とであるといえます。その「農家が正しく評価される社会を創ること」は、全ての農業者および農業関係者が望むところです。

#### (7) 農業者を正しく評価することは持続的農業を保証すること

JGAP の認証を勧める流通業界が、農業者を「正しく評価」できるのでしょうか。JGAP 認証の取得を「正しい評価」というのであれば、それを要求する流通業界は、JGAP 認証農場で生産される農産物の再生産価格を保障すべきです。少なくとも赤字が出るような価格で扱うことはやめなければなりません。しかし、小売が「値頃感」と称して販売価格を決め、小売・卸売の流通業界が利潤と経費を差引いた残りの金額を農業者に支払うという今の商慣習では、到底、農業者を正しく評価しているとはいえません。

また、流通業界は、農業者に「安全な農産物」を要求していますが、日本では、流通過程での安全な取扱い（適正流通規範と適正流通規準）は、まだ緒にも着いていません。農産物の総合的な安全性の確立のために、流通業界も相応の努力をすべきです。

#### (8) GAP は農業者の最低限のマナー

GAP は今や、持続的農業の確立と食品安全のための社会的要求事項になりつつあり、GAP が目標とする環境負荷を掛けない農業生産は、まさに地球的な要求事項です。その意味で、世界的に遅れをとっている日本の GAP 普及は急務です。しかし、GAP 本来の意味を理解せずに、ビジネスの手段としてのみ利用しようとすることは良くありません。農産物の買い手側にやらされる GAP であってはならないのです。人類が安心できる持続的社会を作るために、農業者が行う「最低限のマナー」としての GAP を普及させなければなりません。

《田上隆一》

### 《ひとこと》

日本の「エコ」ブームに一言物申す！

現在、日本の家電業界は、「エコポイント」で躍起になっているようです。エコポイント制度とは、“地球温暖化対策、経済の活性化及び地上デジタル対応テレビの普及を図るため、グリーン家電の購入により様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントが取得できるものです。”“グリーン家電とは、統一省エネラベル4☆相当以上の「エアコン」、「冷蔵庫」、「地上デジタル放送対応テレビ」の家電です。”（「グリーン家電普及促進事業エコポイント」のホームページより）



ところで、日本語の「エコ」とは、言わずと知れた「エコロジー (Ecology)」の略語です。日本では、エコというと「地球にやさしい」とか「省エネ」という意味で使われることが多く、日本独自の概念と言われる「もったいない」精神にまで結び付けられているようです。しかし、英語の「Ecology」の本来の意味は、「生態」、「生態学」という意味です。環境問題に関して「Ecology」の言葉が使われるようになったのは、環境破壊や公害問題を解決するための学問分野として「自然生態学」が注目されるようになったからとされています。つまり、環境について、植物や動物などの生物やそれらの環境との関係性から考えるということだと思えます。



さて、エコポイント制度では、省エネ ⇒ エコとなっていますが、ちょっと飛躍しすぎではないでしょうか。エネルギーを少なくすることは、地球温暖化への防止効果や地球の自然資源の使用量を減らすことにはなりますが、これが生態学的なアプローチと言えるでしょうか。「風が吹けば、桶屋が儲かる」的な関係がないとは言えないでしょうが・・・。

それならば、生態学的に環境負荷をかけないような活動を目指す農業 = GAPの方がよほどエコロジックではないでしょうか。 (業務部)

**【編集後記】** 農水省でも、日本 GAP 協会でも、GAP 規準の統一の動きがある。日本には、既に様々な GAP 規準があるが、たくさんあると流通側での扱いに煩雑さがでるのは判る。

現在、日本で標準的に扱われている JGAP は、ヨーロッパの EUREPGAP の内容を参考にして作られたものである。従って、ヨーロッパの法律・規則、環境条件や欧州の社会・習慣などに準拠した「あるべき適正農業の姿」(GAP 規範)に照らして作られている。

農産物をヨーロッパに輸出することを前提にして GAP 認証をとるのであればそれでも良いが、日本国内で販売するのであれば、日本の法律・規則、環境条件や社会・習慣などに照らした「あるべき適正農業の姿」(GAP 規範)に合致した GAP 規準を作るべきであるが、残念ながらその動きはまだ表面化していない。

しかし、都道府県の GAP 担当者の中には、既にこのことに気が付いている人達がいる。日本は、北から南まで細長く、気象や環境の条件も、社会・習慣も、営まれる農業も大きく異なっている。そこで、自分達の地域の農業のあるべき姿を模索し、規範を作ろうとしていることは実に頼もしく、エールを送りたい。

日本の GAP も本格的になってきているのを実感している。 (食讃人)

**【目指す GAP の理念】** 適切な農業管理 (GAP) は、農業者としてのマナーです。自らの実践と GAP 認証制度による信頼性を通して、国民・消費者のために公の規準として機能させるものです。GAP は持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会・風土に適合した日本農業のあるべき姿を規定する日本版「適正農業規範」(Code of Good Agricultural Practices in Japan) が不可欠です。

## GAP シリーズ

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍  
3部作が揃いました

定価（本体 1,900 円＋税）

GAP シリーズ 1



GAP シリーズ 2



GAP シリーズ 3



GAP 普及ニュースは隔月発行です（1月 3月 5月 7月 9月 11月）

### 「GAP ユーザーの会」 会員募集

GAP 普及センターは、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、「GAP ユーザーの会」を開設しています。会員には、「GAP の無料相談サービス」、「GAP 普及セミナー」への優待、「GAP 普及ニュース」のお届けなどのサービスを提供致しております。

年会費 個人会員 1 万円／団体会員 2 万円・・・GAP 普及ニュース購読＋GAP 相談  
《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

### 《GAP 普及センターのプロフィール》

GAP 普及センターは、「持続的農業生産により自然環境を保全し、農産物の安全性を確保して消費者を守り、併せて生産者自身の健康を守る適正農業管理（GAP）」のあり方を考え、日本の風土と社会システムに合った GAP の普及を図っている組織です。

このため、GAP 普及センターでは、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウムの開催、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP の指導を行っています。また、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

株式会社 AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する「GAP 普及センター」を運営しています。

**GAP普及センター**

問合せ先・申込み先

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎ : 029-856-1201 Fax : 029-856-0024

E-mail : [info@gapcenter.jp](mailto:info@gapcenter.jp) URL : <http://gapcenter.jp/>